

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-601	承認日	2025.10.1	1/14
貸金規定					作成者 西村 昭郎	承認者 島 隆雄

公益社団法人石川勤労者医療協会

貸金規定

[改定管理表]

改定番号	改定年月日	改定内容	作成者	承認者
1	1975年8月13日	一部改正		
2	1977年4月1日	一部改正		
3	1977年8月1日	一部改正		
4	1977年11月1日	一部改正		
5	1978年5月6日	一部改正		
6	1979年6月1日	一部改正		
7	1980年5月19日	一部改正		
8	1981年4月27日	一部改正		
9	1982年8月12日	一部改正		
10	1983年4月10日	一部改正		
11	1984年12月1日	一部改正		
12	1986年5月15日	一部改正		
13	1986年10月1日	一部改正		
14	1988年10月1日	一部改正		
15	1989年5月1日	一部改正		
16	1989年12月4日	一部改正		
17	1991年5月30日	一部改正		

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-601	承認日	2025.10.1	2/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

18	1992年5月1日	一部改正		
19	1993年5月1日	一部改正		
20	1994年4月1日	一部改正		
21	1995年4月1日	一部改正		
22	1996年4月1日	一部改正		
23	1999年7月1日	一部改正		
24	2002年12月20日	一部改正		
25	2003年4月1日	一部改正		
26	2003年9月5日	一部改正		
27	2011年3月1日	一部改正		
28	2012年1月1日	一部改正		
29	2015年1月1日	一部改正		
30	2015年4月1日	一部改正		
31	2015年7月1日	一部改正		
32	2016年4月1日	一部改正		
33	2016年4月1日	一部改正		
34	2018年11月1日	一部改正		
35	2019年7月1日	一部改正		
36	2019年10月1日	消費税改定により一部改定		理事長
37	2021年5月1日	薬剤師調整手当21年目以上		理事長
38	2024年11月1日			
39	2025年10月1日	責任手当に城北病院副事務長追加、医師超過勤務手当A廃止、家族手当を同性婚・事実婚でも認める変更、介護処遇改善手当修正、看護処遇改善手当、ペア評価手当追記	専務	理事長

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-601	承認日	2025.10.1	3/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

本規定での読み替えは下記の通りとする。

「法人」	「常任理事会」
公益社団法人石川勤労者医療協会	同
金沢医療生活協同組合	理事会
一般社団法人ヘルスプランニング金沢	代表理事

1. 職員の賃金は、この規定によって支払われる。
2. 賃金の支給日は毎月28日とする。28日が土曜、日曜、祭日の場合は28日以前の直近の銀行営業日とする。
3. 毎月賃金より控除するものは、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、源泉所得税・住民税等の法定のもの、協会と石川民医連労働組合が協定した項目に限る。

協定項目

- 1) 石川民医連職員共済会費
- 2) 法人が団体契約を行っている生命保険・損害保険
- 3) 法人が団体契約を行っている簡易保険
- 4) 食費（但し、業者指定のものに限る。）
- 5) 勤労者財産形成貯蓄金額
- 6) 金融機関に納入する金額
(但し、労組の申出たもの、法人が保証人となるもの。)
- 7) 寮入居費並びに医師住宅家賃
- 8) 法人付属保育所保育料
- 9) 職員駐車場使用料
- 10) 民医連医療・民医連資料・いつでも元気・社会保障の購読料、又はコピー代
- 11) 石川民医連労働組合費・日本医労連共済掛金
- 12) 共同基金

4. 休職又は退職した場合、その月の賃金は、休職期間/30を減額したものとする。新規採用月についても同様に扱う。
5. 基本給と、勤続手当、扶養家族手当、住宅手当、研究手当、責任手当、暫定手当等の固定手当については、当月1日より末日までの分を当月28日に支給する。
6. 超勤手当、日当直手当、活動手当等の変動手当は、前月1日より末日までの分を当月28日に支給する。
7. 通勤手当については、当月1日より末日までの分を当月28日に支給する。
8. 基本給は、初任給、経験給を内容とし、職種・資格・学歴によって「賃金表（本部-法規-本事602）」に当てはめて算出する。
9. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師・助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、鍼灸士、管理栄養士・栄養士、保育士、歯科衛生士、歯科技工士、介護福祉士、実務者研修（ヘルパー1級）、初任者研修（ヘルパー2級）、事務、看護補助者（リハ、透析、保育等の補助者含む）、調理師、調理員、保清員、管理者 に区分する。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一601	承認日	2025.10.1	4/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

10. 経験給の認定について

(1) 資格を必要とする職種の評価

- A. 本法人就職前の経験年数は100%に換算する。
- B. 資格取得前の経験は算入しない。
- C. 離職期間は経験年数に算入しない。
- D. 基本的には資格試験不合格の場合は採用を取り消す。
- E. 資格試験合格を証明することができる日の属する月の1日より資格があったものとして取扱う。
- F. 経験給は資格試験合格年度を起算とする。

(2) 資格を必要としない職種の評価（主に事務職等について）

経験評価の上限を25年とする。

- A. 同一産業（医療機関、介護施設で勤務） 80%に換算する。
異種産業同一職種 60%に換算する。
算定困難 40%に換算する。
- B. 調理員、保清員については前歴評価を行わない。
但し、当法人及び県内の民医連施設に於ける同一職種の前歴に限り100%として評価する。
- C. 離職期間は経験年数に算入しない。
- D. 法人常任理事会が必要と認めた者は上記適用を受けない。

(3) 免許取得前に免許を必要とする業務に係のある業務に従事した経験については、当法人及び県内の民医連施設における経歴に限り免許取得後の経験年数として取扱う。

但し、定時制学校で就学中の期間は除外する。

調理師	調理員の業務に従事した経験
看護師	准看護師の業務に従事した経験
実務者研修（ヘルパー1級）	初任者研修（ヘルパー2級）の業務に従事した経験
介護福祉士	実務者研修（ヘルパー1級） 初任者研修（ヘルパー2級）の業務に従事した経験

以上の経歴にかかわる年数の100%の年数とする。端数は切り捨てる。その上で、新たな職種の賃金表の直近上位へ移行する。ただし本人が旧の基本給を選択する場合はこの限りでない。

管理栄養士	栄養士の業務に従事した経験
-------	---------------

経歴にかかわる年数の100%の年数とする。端数は切り捨てる。その上で、栄養士の賃金に1号俸を加算する。

- (4) 経験の評価は、常勤職員として勤務していることを原則とする、但し、石川民医連以外で非正規雇用であったものを常勤・非常勤職員として採用する場合に、当法人の常勤職員に相当する勤務（38.5時間）行っていたことを職務経歴書より認めることができれば、その経歴は経験評価の対象となる。

- (5) 石川民医連内で非常勤職員として働いてきた職員が引き続き常勤職員に採用された場合、その時間

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一601	承認日	2025.10.1	5/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

単位の算定基礎となる号俸を、経験年数として評価する。

11-1. 採用前の経験年数の算出は次の様に行う。

採用前の経験を前条認定基準月数で算出し、12で除して得た整数を経験年数とする。

但し、県内の民医連施設の経験は、退職後即入職の場合に限り、月単位で評価する。

11-2. 暫定加算

試用期間を終え、正式職員になった職員は、その基本給の2%を加算する。これは基本給の一部として扱う。

12. 勤続手当

当法人及び県内の民医連施設に勤務し、満1年を経過した時月額1,000円、以降1年を経過する毎に10年まで1,000円、11年目より1,500円を加算する。

但し、23年で打切り、前年度(4月1日～3月31日)80%の勤務をもって満1年とする。

13. 早番手当

当法人に勤務する職員で、午前7時以前に勤務が開始された場合1回につき1,000円の早番手当を支給する。

14. 法人内に於ける職種の変更は次により行う。

イ. 基本給について

新たに従事する職種の基本給のとする。

すでに従事してきた職種の基本給から新たに従事する職種の基本給の直近上位とする。

ただし本人が旧の基本給を選択する場合はこの限りでない。

ロ. 経験給について

経験給の算定はすでに従事して来た職種の経験年数を新たに従事する職種の経験年数とよむ。

ハ. この取扱は資格を必要とする職種から資格を必要としない職種への変更について適用する。

但し、法人と労組が合意した場合はこの限りでない。

15. 昇給は毎年4月1日を起算日とし該当者について行われる。

前年80%以上の勤務をもって該当者とする。

16. 資格を必要とする職種について

医師 医師国家試験合格により適用する。

歯科医師 歯科医師国家試験合格により適用する。

保健師・助産師 保健師・助産師国家試験合格により適用する。賃金表看護師の経験1

看護師 看護師国家試験合格により適用する。但し、就学年限は15年とする。15年に満たない場合は15年とみなす。

4年制大学の看護学部卒業者は賃金表の経験1とし、3年制の短大・専門学校卒業者は経験0とする。また高校の看護学科卒業者は経験0とする。

准看護師 准看護師試験合格により適用する。

薬剤師 薬剤師国家試験合格により適用する。但し、修業年限は16年とする。6年制の施行により修業年限を18年とする場合は、賃金表薬剤師経験2年を適用する。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-601	承認日	2025.10.1	6/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

放射線技師	放射線技師国家試験合格により適用する。但し、就学年限は15年とする。15年に満たない場合は15年に達する年数を経験年数より差引く。 4年制の大学卒業者は経験1とする。
臨床検査技師	臨床検査技師国家試験合格により適用する。但し、就学年限は15年とする。15年に満たない場合は15年に達する年数を経験年数より差引く。 4年制の大学卒業者は経験1とする。
理学療法士	理学療法士国家試験合格により適用する。但し、就学年限は15年とする。15年に満たない場合は15年に達する年数を経験年数より差引く。 4年制の大学卒業者は経験1とする。
作業療法士	作業療法士国家試験合格により適用する。但し、就学年限は15年とする。15年に満たない場合は15年に達する年数を経験年数より差引く。 4年制の大学卒業者は経験1とする。
言語聴覚士	言語聴覚士国家試験合格により適用する。但し、就学年限は15年とする。15年に満たない場合は15年に達する年数を経験年数より差引く。 4年制の大学卒業者は経験1とする。
臨床工学技士	臨床工学技士国家試験合格により適用する。但し、就学年限は15年とする。15年に満たない場合は15年に達する年数を経験年数より差引く。 4年制の大学卒業者は経験1とする。
はり・灸士	はり、灸士試験合格により適用する。但し、就学年限を14年とする。
マッサージ士	マッサージ士試験合格により適用する。但し、就学年限を11年とする。
管理栄養士・栄養士	栄養士試験合格により適用する。但し、就学年限を14年とする。 管理栄養士資格を取得した場合は1号俸あがるものとする。 4年制の大学卒業の管理栄養士は、賃金表の栄養士経験2とする。
保育士	保育士試験合格により適用する。但し、就学年齢を14年とする。 4年生の大学卒業の保育士は、賃金表の保育士経験2とする。3年制は1。
歯科衛生士	歯科衛生士試験合格により適用する。但し、就学年限を14年とする。
歯科技工士	歯科技工士試験合格により適用する。但し、就学年限を14年とする。
調理師	調理師試験合格により適用する。調理師賃金を適用する。
介護福祉士	介護福祉士国家試験合格により適用する。介護福祉士の賃金を適用する。 4年生の大学卒業の介護福祉士は、賃金表の介護福祉士経験2とする。
社会福祉士	社会福祉士国家試験合格により適用する。事務大卒の賃金の経験1を適用する。
1級ヘルパー	実務者研修資格取得により適用する。事務短大卒賃金を適用する。
2級ヘルパー	初任者研修資格取得により適用する。事務高卒賃金を適用する。

以上の規定のうち、修学年限を15年とするものについて、4年生の大学もしくは4年制専門学校を卒業した場合は、16年として扱う。また、資格を取得しての大学院経験は評価する。入職後大学院に行っても終了した場合は評価しない。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-601	承認日	2025.10.1	7/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

17. 諸手当は次により区分する。

(1) 扶養家族手当 配偶者8,000円、その他の者一人につき5,000円、世帯の主たる生計者に支給

他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者が扶養家族として認定された場合。

「配偶者」とは、就業規則第17条3項に基づいて、会社が婚姻状態にあると認めた関係にある、その相手を含む。また、「満18歳未満の子」とは、当該配偶者と共に養育する実子または養子（事実上、養子縁組と同様の事情にある子を含む）をいう。

A. 配偶者、但し年収103万円未満の者。

B. 満18才未満の子及び弟妹、60才以上の父母（ただし18才になる年は、年度末まで）

C. 新たに扶養の認定を受けようとする者および扶養家族の条件を欠いた場合は、申請書を提出するものとする。また、引き続き扶養認定を受ける場合は、年一回（8月）に改めて申請書を提出することとし、申請書の提出がない場合は、翌月より扶養家族手当は支給しないこととする。

（本部-帳-本事601-1、本部-帳-本事601-2）

D. 次の者は扶養家族として認定しない。

イ. 他から扶養手当の支給を受けている者。

ロ. 年収103万円以上の者。（障害年金も収入とみなす）

ハ. 他の者と共同で扶養するときは、その職員が主たる生計の責任者である場合に限って認定される。

(2) 住宅手当

新たに住宅手当の支給を受けようとする者は、申請書を提出するものとする。また、引き続き住宅手当の支給を受ける場合は、年一回（8月）に改めて申請書を提出することとし、申請書の提出がない場合は、翌月より住宅手当は支給しないこととする。（本部-帳-本事601-3）

A イ. 医師及び歯科医師に適用する。

ロ. 医長以上の医師については住宅を確保し提供する。

ハ. 自宅、借家を問わず法人支給の住宅住居者以外の者に月額22,000円を支給する。

ニ. 医師及び歯科医師経験4年を経過したとき42,000円。

ホ. 医師・歯科医師同士の同居・結婚による場合は、主たる医師・歯科医師に支給する。

B イ. 医師・歯科医師以外の職員に適用する。

ロ. 自宅・借家を問わず、扶養家族手当の支給を受ける親または子を持つ主たる生計者に、月額12,000円を支給する。

ハ. 主たる生計の責任者である者に、月額12,000円を支給する。

ニ. 県外出身者または自宅から勤務地まで30km以上の距離がある保険薬局の常勤薬剤師で、経験年数0～7年または独身で35歳までである者に、住宅の確保のために必要な、敷金、礼金、契約手数料、家賃、共益費を支給する。但し、家賃として費用の10%を徴収するものとし、10円未満は切り捨てる。本人理由で転居した場合または住宅を自己所有した場合は、賃借している職員で、親、子、兄弟間の賃借は支給対象とは認めない。月額42,000円を支給する。なお、この項は、2026年3月までの時限措置とする。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一601	承認日	2025.10.1	8/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

ホ、賃借している職員で、親、子、兄弟間の賃借は支給対象とは認めない。

(3) 研究手当

医師に月額30,000円支給する。

但し、医師経験1年目及び2年目の研修医には適用せず、研修勤務給として、1年目50,000円、2年目100,000円を支給する。

(4) 責任手当

院長	基本給月額の	23%
所長・副院長・副所長	基本給月額の	22%
医長（医師経験6年を経過した医師を医長待遇として適用する）		21%
常任理事		120,000円
専務・城北病院事務長		140,000円
城北病院副事務長		100,000円
県連事務局長		120,000円
県連事務局次長専任者		100,000円
法人本部部長		100,000円
法人本部副部長		90,000円
事務長		100,000円
事務次長		90,000円
寺井病院看護部長・診療所管理師長		100,000円
城北病院看護部長		110,000円
病院副看護部長		90,000円
看護師長（待遇を含む）		60,000円
介護施設施設長		90,000円
城北技術部長・副部長		90,000円
診療所副所長（医師以外）		110,000円
歯科所長		180,000円
歯科副所長		120,000円
科長・課長（待遇を含む）		60,000円
主任		30,000円
職責スタッフ		15,000円
保険薬局の薬局長	I	90,000円
同 薬局長	II	60,000円
同 管理薬剤師		40,000円

科長、課長、主任が1ヶ月以上欠勤又は休職又は休務する場合は

(イ) 施設管理部で代理者を任命する。但し手当はつけない。

(ロ) 1ヶ月（1～末日）欠勤の場合はその月の責任手当はつけない。月の中途の場合はそ

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一601	承認日	2025.10.1	9/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

の月の責任手当は支給をうける。

(5) 暫定手当

A. 試用期間を終え、正式職員となった職員に、その日から基本給の1%から700円を控除した額を、暫定手当として支給する。

B. 前項の他に次の医師に支給する。

院長 月額 30,000円

副院長 月額 30,000円

所長 月額 30,000円

医長及び医長待遇 月額 20,000円

(6) 調整手当

A. 城北病院の手術室に勤務する看護師に月額30,000円を支給する。

B. 透析室に勤務する看護師に月額10,000円を支給する。

C. 透析室に勤務する就学中の勤労学生に月額10,000円を支給する。

D. 金沢事務所に勤務する職員に月額25,000円を支給する。

E. 保険薬局に勤務する薬剤師に月額30,000円を支給する。

但し、2026年3月までは以下の暫定加算を支給する。

保険薬局薬剤師

経験0年から10年 月額40,000円

経験11年から20年 月額30,000円

経験21年から 月額20,000円

病院薬剤師には上記暫定加算+10,000円支給する

輪島菜の花薬局に勤務する常勤薬剤師については、上記とは別に月額20,000円を支給する

(7) 診療所所長手当

月額 60,000円を診療所所長である医師に支給する。

(8) 携帯電話手当

城北病院の検査科・病理科・放射線科に勤務する技師、手術室・内視鏡室に勤務する看護師、保険薬局に勤務する薬剤師、診療所に勤務する医師を除く職員、訪問看護ステーションに勤務する看護職員、ヘルパーステーションに勤務するヘルパーのうちサービス提供責任者、及び居宅介護支援事業所に勤務する職員で夜間並びに休日・祭日に緊急検査及び緊急手術、呼び出し等の対応のための当番のとき平日（月～金）にあつては900円を支給する。休日・祝日（土・日・祝）にあつては一回1,400円を支給する。

(9) 介護職員処遇改善手当

厚生労働省が定める「介護職員等処遇改善加算」に基づき、介護サービス事業所または介護保険施設に勤務する職員に対し、処遇改善手当を支給する。

(ア) 支給額は、職種、役職、石川民医連における勤務実績、週労働時間等を勘案して決定する。

(イ) 支給内容は、毎年4月に改定される「介護職員等処遇改善計画」に基づき見直すものとする。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-601	承認日	2025.10.1	10/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

(ウ) 非常勤職員については、実績に基づく週平均勤務時間を基準とする。

(10) 介護職手当

(ア) 城北病院および寺井病院に勤務する介護職員、居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員に対し、介護職手当を支給する。

(イ) 支給額は、保有する基礎資格および週労働時間を基に決定する。

(ウ) 非常勤職員については、実績に基づく週平均労働時間を基準とする。

(12) 介護職手当に相当する部分の支給額の見直し

介護職手当、介護職員等処遇改善手当（うち介護職手当に相当する部分）は、毎年の「介護職員等処遇改善計画」に準じて変動する場合がある。

(13) 産前休暇期間中の賃金の補助

出産を迎える職員のうち健康保険被保険者については、産前8週から6週までの期間の、標準報酬月額 $\frac{2}{3}$ を復帰時に支給する。

(14) 看護処遇改善手当

診療報酬に基づき、城北病院で勤務する、看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師）に支給される。

常勤 12,000円

非常勤（週20時間以上勤務） 12,000円

非常勤（週20時間未満勤務） 7,500円

(15) ベースアップ評価手当

診療報酬に基づき、対象医療機関に勤務する対象職種に支給される。支給金額は、毎年4月に改定する。また、算定実績によっては年度途中で見直しをする場合がある。

18. 深夜勤務手当

正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に、その間に勤務した全時間に対し勤務1時間につき1時間当たりの賃金額の35%を深夜加算手当として支給する。

19. 超過勤務手当

(イ) 定められた勤務時間外の勤務を命ぜられた場合に支給される。参加が義務づけられている部署会議や職責会議にも適用される。

勤務1時間当たりの賃金額は賃金月額（住宅、研究、責任、暫定、調整、早番、携帯電話、勤続、交付金各手当を含む）に12を乗じてその額を1週間の勤務時間（38.5時間）に52を乗じたもので除して得た額とする。早番手当、携帯電話手当など月による変動があるものについては、前月の実績をもとに算定する。

A. 定められた勤務時間を超える時。

勤務時間1時間当たり金額 $\times 0.25 =$ 加算額とする。

B. 法定休日に勤務する場合

勤務時間1時間当たり金額 $\times 0.35 =$ 加算額とする。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一601	承認日	2025.10.1	11/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

C. 深夜に及ぶ場合（午後10時～午前5時）

勤務時間1時間当たり金額×0.5＝加算額とする。

D. 法定休日の深夜に及ぶ場合

勤務時間1時間当たり金額×0.6＝加算額とする。

E. 月60時間を超える時（法定休日残業を除く時間）

勤務時間1時間当たり金額×0.5＝加算額とする。

超過勤務時間の算出は休憩時間を除く実働時間とし、1ヶ月毎に累計計算する。年単位での再計算は行わない。累計された時間に対し1分単位で計算することとし、円未満は切り捨てる。

(ロ) 医師にあつては前項にかかわらずなく、医師超過勤務手当の支給を受ける。

B. (イ) 定期に行われる夜間透析で午後9時を超えて終了する時 1回につき、5,000円

(ロ) 日直および当直時間帯の緊急手術、剖検、緊急透析、緊急検査（内視鏡、血管造影）、高圧酸素療法、および当直医が対応不能で呼び出された場合は、賃金規定第19条に則り時間外手当を算定する。

ただし、① その患者の主治医であるかどうかは問わない。

② 平日の朝は、8:30以前を対象とする。

③ 在院していても、緊急対応が必要であった場合は対象とする。

④ 呼び出し以外に、自ら出勤した場合は対象とはしない。

(ハ) 日曜、祭日、土曜日に行われる外科処置は、1パート4時間5,000円を支給する。

C. 土曜日の外来診療に対応して1パート15,000円を支給する。なお、医師超過勤務手当は、この部分に限って歯科医師（所長、副所長を含む）にも適用される。

20. 当直・夜勤手当

医師 (イ) 1に付 25,000円（うち8,000円は救急勤務医手当とする）

(ロ) 金曜日、土曜日、日曜日、祭日等1回に付 30,000円（うち8,000円は救急勤務医手当とする）

(ハ) 休日、祭日の日勤1パート（4時間）1回に付 15,000円

(ニ) 城北病院において17:00～19:00の間の、夜間外来、夜間透析、夜間救急待機については、1パート3,000円を支給する。

看護師等

(イ) 当直 午後4時30分より翌朝9時30分まで1回に付

看護師又は准看護師 6,500円

ケアワーカー 5,000円

午後5時00分より翌朝9時00分まで1回に付

グループホームワーカー 5,000円

(ロ) 3交替勤務 準夜 午後4時30分より午前1時まで

深夜 午前0時30分より午前9時まで

看護師又は准看護師 1回に付 4,000円

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-601	承認日	2025.10.1	12/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

診療放射線技師 4,000円

ケアワーカー 3,500円

看護職員で上記以外の者1回に付 2,300円

(ハ) 2交替勤務 午後4時30分より午前9時30分まで(グループホームの常勤職員と非常勤職員、ショートステイの非常勤職員を除く)

看護師又は准看護師 1回に付 6,000円

臨床検査技師 6,000円

ケアワーカー 1回に付 5,050円

2交替勤務 午後4時30分より午前9時30分まで(グループホーム、小規模多機能の常勤職員と非常勤職員)

ケアワーカー 1回に付 3,800円

2交替勤務 午後5時30分より午前8時30分まで(訪問看護ステーション すみれ)

夜勤手当 1回に付 5,000円

24時間訪問看護手当 1回に付 1,000円

2交代勤務 午後4時30分より午前9時まで(城北病院救急外来)

看護師又は准看護師 1回に付 9,000円

(ニ) 透析室に勤務する看護師等が午後10時を超えて勤務する場合

夜間勤務手当 1回に付 2,000円

保育士 2,500円

管理当直 1回に付 4,500円

土曜日、日曜日、祭日は 1回に付 5,000円 夕食、朝食を現物支給する。

2.1. 活動手当 組織のための活動

慢性疾患管理のための活動、友の会活動については時間外労働としては扱わない。

1. 1時間以上に亘る場合は食費として1日に付 1,000円

2. 4時間以上に亘るとき、1日に付 1,500円

3. 参加費等が必要な場合、1日に付 5,000円を限度として実費支給とする。

4. 交通費は実費支給とする。但し、自家用車等使用の場合はガソリン代を支給する。

5. 3により支給を受ける場合でも2については支給される。

2.2. 通勤手当

(イ) 事業所を中心に直線で1km以上の通勤者に乗物等の実費を支給する。

(ロ) 公共交通機関を利用する場合は自宅より500m以内にある停留場を基点とし、その場合は3ヶ月の定期代金をもとに1ヶ月分の通勤手当を計算し支給する。

(ハ) 自己所有の車両等で通勤する者についてはガソリン代実費を支給する。自宅から事業所まで50km以上の距離がある場合に、有料道路を使用すればその通行料金も、本条(ホ)に規定する上限の範囲内で支給する。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-601	承認日	2025.10.1	13/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

- (ニ) 事業所外駐車場を利用する場合、事業所駐車料金を超える分について、5,000円を限度に補助する。事業所駐車場を利用する場合は、職員駐車場規則にもとづき「駐車場利用申請書」および「駐車場利用誓約書」を院所長に提出し、許可を受けた職員は事業所駐車料金として1,100円を徴収する。
- (ホ) 通勤手当の支給限度額は1ヶ月50,000円とする。
- (ヘ) 通勤手当の支給を受けようとする者は通勤経路、通勤費、自宅から事業所までの最短距離を届出、承認を受ける。(本部-帳-本事601-6)
- (ト) 転居、その他の理由で通勤経路を変更した場合も同じ。
- (チ) 通勤手当支給の条件を欠いた場合も同じ。(本部-帳-本事601-6)
- (リ) 職員は、変更があった際速やかに変更申請書を提出しなければならない。
- (ヌ) 時間外の呼び出しにあたって要した交通費は、通勤手当に準じて支給する。
- (ル) 医師については、県外からの遠距離通勤者について限度額は適用しない。ただし、公共交通機関を使う場合であって、定期代費用に限る。

23-1. 研修派遣の賃金

- (イ) 理事会が承認した医師及び歯科医師の研修派遣中の賃金は基本給と、研修手当として医長(待遇を含)以上100,000円、経験6年未満の医師並びに歯科医師は50,000円を支給する。
- (ロ) (イ)を基本とするが実情により申出に基づいて理事会で検討することもありうる。
- (ハ) 研修派遣中の一時金支給については出勤したのものとしてその期間計算するものとする。

23-2. 新規採用に伴う移転費用

新規採用に伴い住居を移転する場合は、運送料として次の金額を上限に実費支給する。なお本規定は医師及び保険薬局の薬剤師には適用しない。

県内より	20,000円
福井、富山より	30,000円
それ以外より	50,000円

運送料として支給なので対象は①引っ越し業者を依頼 ②引っ越しに伴いレンタカーを利用とし、自車や親せき友人等の支援により引っ越した場合のガソリン代の支給はしない。

転居に伴い家財を移動が対象なので新たな家財の購入に伴い発生した費用に対する支給は行わない。

23-3. 異動に伴う移転費用

石川民医連内で転勤を命ぜられた職員が、その転任に伴い住居を移転する場合は、運送料として次の金額を上限に実費支給する。

単身赴任のとき	40,000円	家族同伴のとき	80,000円
---------	---------	---------	---------

新規に賃借が必要な場合は、単身赴任、家族同伴を問わず、300,000円を上限に実費支給する。但し、権利金、敷金、礼金、不動産手数料のうち、契約終了後に返却されるものはその時に返金するものとする。

24. 看護師等の夜勤交通費

- (イ) 病棟に勤務する看護師、准看護師又はこれに準ずる職員が正規の勤務時間による勤務が深夜におい

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一601	承認日	2025.10.1	14/14
賃金規定					作成者	承認者
					西村 昭郎	島 隆雄

て終了するとき（いわゆる準夜あけ）又は勤務につくとき（いわゆる深夜入り）交通費として1回
に付 300円を支給する。

但し、これを超える額については毎月当該者より申告があった時は1回に付2,500円を限度とし
てその差額を支給する。

- (ロ) 透析室に勤務する看護師等及び臨床工学技士が午後10時をこえて勤務を終了するときはこの項を
準用する。

25. 時間外保育料補助

女子職員の予定勤務において、午後6時以降も就業になる場合、学齢までの子供1人につき500円の
手当を支給する。但し、事業所付属の保育園があり午後6時以降の保育が行われるときは適用されない。
看護師等の準夜勤務、深夜勤務、透析室勤務者の午後10時を超える勤務には適用されない。

26. 看護学生の賃金

- (イ) 定時制准看護科生、定時制看護科生（いわゆる進学コース及び2年課程通信制も含む）については
就学を保障し勤務内として扱う。

- (ロ) 准看護学校の費用中施設充実費と毎月の協力費は事業所負担とする。

27. 年末、年始の手当

通常勤務者（緊急、手術等、業務上の必要により呼び出した人を含む）管理当直者、医師日当直者で12
月30日0時より1月3日24時までの間に勤務に入る人に、7.5時間以上7,000円（拘束で8.
5時間以上）、4時間以上6,000円、4時間未満4,000円を支給する（勤務1回に付）。1回の
勤務が、実働14.5時間以上にわたる場合に10,000円を支給する。

28. 欠勤、遅刻、離席、早退

- 遅刻とは本人の責任で定時に出勤できなかった場合をいう。離席とは、いったん出勤してから勤務時間
中に私用で事業所の外に出て再び戻ってきて勤務に就いた場合、早退は、そのまま勤務に戻らず帰宅し
た場合をいう。
- 遅刻、離席、早退の場合、賃金を1分単位で計算して減額する。
- 本項にいう欠勤とは、遅刻、離籍、早退と異なり1労働日に全く就労しない事であり、時間計算はしな
い。就業時間が4時間以内の労働日における欠勤は半日とする。4時間を超える場合は、所定労働時間
にかかわらず1労働日とする。
- 遅刻、離席、早退は、有給休暇へ振り替えることができる。但し半日と時間単位での有給休暇を同時に
取得することはできない。半日の有給休暇と時間単位での離席は認める

29. 賃金の減額

- 職員が勤務しないときは、労働協約第9条に定める場合を除き、賃金額を減額して支給する。
- 勤務1時間当りの賃金額は賃金月額（住宅手当、研究手当、責任手当、調整手当、暫定手当、保険薬局
勤務手当、早番手当、携帯電話手当、勤続手当を含む）に12を乗じて、その額を1週間の勤務時間に
52を乗じたもので除して得た額とする。早番手当、携帯電話手当などは月による変動があるものについ
ては、前月の実績をもとに算定する。累計された時間に対し1分単位で計算し、円未満は切り捨てる。
- 一日当たりの賃金額は賃金月額に12を乗じてその額を52で除し更に5で除して得た額とする。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事-601	承認日	2025.10.1	15/14
賃金規定					作成者 西村 昭郎	承認者 島 隆雄

半日当たりの賃金額は一日当たりの半額とする。欠勤計算は休日を差引く。

- 4) 出産休暇又は休職等、継続して4日勤務しない場合及びその期間を終えて継続して勤務する場合は賃金規程4により行う。月の初日から末日まで継続して勤務しなかった場合も本項により行う。
- 5) 疾病のため医師から短時間勤務（半日等）を命ぜられた場合、賃金については通常勤務したものとして給与を支給する。ただし、1カ月以内、同一傷病1回のみとする。非常勤職員には適応しない。

30. 賞与

1) 支給

- ① 1年の2回、夏季と冬季(7月と12月)に一時金を支給する。支給日に在籍していることが条件である。
- ② 支給日および支給月数は労使で合意した日および月数とする

2) 算定基礎

- ① 7月1日及び12月1日の基本給、扶養家族手当、責任手当に、支給月数を乗じた金額を支給する。
- ② 算定の基礎は、7月は前年12月1日から5月31日の6ヶ月間、12月は6月1日から11月30日の6ヶ月間とする。

3) 一時金の減額

- ① 欠勤日が10日を超える場合(病欠の場合は1ヶ月)1日につき1/180が減額される。
- ② 休職の場合、休職した日数が減額される。
- ③ 次の場合、勤務したものとみなす。
 - 1 業務上の負傷または疾病にかかり、医師の診断による半日勤務を命じられた場合。
 - 2 産前産後休暇
 - 3 理事会の承認した研修中の職員
 - 4 子の看護等休暇で小学校1学年から3学年までの子に対して取得した休暇
 - 5 療育両立支援休暇

公益社団法人石川勤労者医療協会	理事長	島 隆雄
金沢医療生活協同組合	理事長	近松 美喜子
一般社団法人ヘルスプランニング金沢	代表理事	中谷 浩子